

2023年7月

株主各位

株式会社 東芝

文書送付ご案内

本書面は、TBJH 合同会社が作成したものであり、TBJH 合同会社の依頼に基づき、当社が代行してお送りするものです。

本書面の内容につきましては、当社が責任を負うものではございません。本書面に関するご不明点等につきましては TBJH 合同会社、応募手続きのご不明点につきましては公開買付代理人である SMBC 日興証券株式会社に、直接お問い合わせ下さい。

なお、当社の公表資料については以下の当社ウェブサイトをご参照下さい。

当社株式に対する公開買付けについて：

<https://www.global.toshiba/jp/ir/corporate/tender-offer.html>

以上

2023年7月

株式会社東芝の株主の皆様

公開買付者 TBJH 合同会社

代表者名 職務執行者 稲垣 伸一

株式会社東芝に対する公開買付けに関して

拝啓 株式会社東芝の株主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日本産業パートナーズ株式会社(以下「JIP」)の完全子会社である TBJH 合同会社(以下「TBJH」、JIP とあわせて「私共」)は、2023年3月23日付「株式会社東芝(証券コード：6502)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」及び同年6月14日付「株式会社東芝(証券コード：6502)に対する公開買付けの開始予定に係る株式会社東芝による応募推奨意見の表明に関するお知らせ」のとおり、株式会社東芝(以下「東芝」)の株式の非公開化(以下「本取引」)を目的として、東芝の普通株式の全て(但し、東芝が所有する自己株式を除きます。)を対象とする公開買付け(以下「本公開買付け」)を開始することを予定しており、本公開買付けについて、東芝取締役会の全会一致によるご賛同及び株主の皆様への応募推奨をいただいております。

JIP は、日本の事業会社の事業の活性化を支援する投資基金として、過去20年以上にわたり主として多数の日本を代表する事業会社における事業再編に伴う事業カーブアウトを支援して

きた経験と実績を有しております。また、本取引においては、私共の戦略にご賛同いただいた多数の日本の事業会社、金融機関に投資コンソーシアムにご参画いただいております。本取引及び東芝の中長期戦略の実現に向け、盤石の体制を整えてきました。

東芝グループは、幅広い事業領域、強固な顧客基盤、高い技術開発力等を擁する、日本の社会と産業にとって極めて重要な事業グループです。かかる事業基盤の上に、「人と、地球の、明日のために。」を経営理念として、今後も社会課題を解決し、社会の発展に貢献すべく事業を展開しようとしています。私共は、東芝の役職員の方々がこの目標を実現されるためのご支援をしていきたいと考えております。

本公開買付けは、東芝が中長期にわたる企業価値向上に向けた戦略的選択肢を検討するにあたり、東芝自らが開始・主導し、独立した社外取締役のみで構成された特別委員会の監督下、これまで1年以上の十分な時間をかけて行ってきた公正かつ透明性の高い検討プロセスの結果として、東芝取締役会よりご賛同及び株主の皆様への応募推奨を表明いただいております。私共は、本取引を通じて、東芝の中長期戦略を実現することに全力で取り組んで参りたいと考えております。

今般、皆様に本取引に関する我共の考え方、本公開買付けに至るまでの経緯や今後の予定等についてご理解を深めていただくため、下記のとおり、特設サイトをご用意いたしました。東芝の株主の皆様におかれましては特設サイトにアクセスの上、私共のご提案をご覧いただき、本公開買付けについてご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬 具

記

(1) 特設サイトについて

特設サイトの名称

「東芝 次の100年に向けて」

特設サイトのアドレス

<https://toshibanext100.com/>

(2) よくあるお問い合わせについて

公開買付けに関するお問い合わせ

Q. 公開買付けに応募されなかった株式はどうなりますか。

A. 東芝の株主の皆様からの本公開買付けへの応募が少なく、買付予定数の下限に達しなかった場合には本公開買付けは不成立となり、実施されません。その場合には、東芝株式は上場が維持され、株価が引き続き市場により変動することとなります。また、TBJH が提案しております成長戦略が実施出来ないことにもなります。

他方、本公開買付けが成立した場合は、スクイーズアウト手続きを経て、応募されなかった東芝株式と引き換えに金銭が交付されます。但し、一般的には、スクイーズアウトの手続きは株式等売渡請求または株主総会を要する株式併合を経る必要があり、公開買付けの終了日から数ヶ月後になります。

Q. 買い付け予定数の下限はいくつですか。

A. 東芝の議決権数の 66.7%に相当する 288,564,300 株（※）に設定する予定です。

（※）2023 年 3 月 23 日時点の情報に依拠する暫定的な数字となります。

Q. 公開買付け期間中でも市場売買できますか。

A. できます。

公開買付けのスケジュールについてのお問い合わせ

Q. いつから公開買付けに応募できますか。

A. 2023 年 7 月下旬以降を目途に公開買付けを開始することを目指しております。公開買付けのスケジュールについては、決定次第速やかにお知らせいたします。

Q. 公開買付けが成立した場合、応募株主はいつから売却代金を受け取れますか。

A. 公開買付けの「決済の開始日」です。「決済の開始日」については、公開買付けのスケジュールとあわせてお知らせいたします。一般的には、公開買付け期間の末日から 1 週間程度後となります。

Q. 東芝株式は上場廃止となるのですか。

A. 公開買付けが成立した場合、スクイーズアウト等の所定の手続きを経て上場廃止となる予定です。

※スクイーズアウトについては以下リンクをご参考下さい。

<https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/su/J0780.html>

応募のお手続き関連のお問い合わせ

Q. 本公開買付に応募するためには、SMB C日興証券に口座開設は必要なのでしょうか。何が必要で、どこに問い合わせたらよいのでしょうか。

A. 公開買付代理人であるSMB C日興証券での証券口座の開設と、東芝株式のSMB C日興証券への移管手続きが必要です。個人の株主様の場合は、SMB C日興証券のホームページからの口座開設手続きも可能です。詳しくはSMB C日興証券にお問い合わせください。

Q. 東芝株式はSMB C日興証券以外の口座に入っているのですが、移管の方法を教えてください。

A. 東芝株式をお預けの証券会社・株主名簿管理人へご連絡いただきSMB C日興証券への移管の手続きをお願いします。その際、SMB C日興証券の機構加入者コード「1232860」及び加入者口座コードが必要となりますので事前にご確認ください。なお、SMB C日興証券に口座をお持ちでない方は口座を開設の上、お手続きをお願いします。

Q. 口座開設の手続きには何が必要でしょうか。

A. 口座開設には、「個人番号（マイナンバー）が確認できる書類」及び「本人確認書類」が必要となります。詳しくはSMB C日興証券にお問い合わせください。

Q. SMB C日興証券に株式を移管すると、公開買付に応募したことになるのでしょうか。

A. 東芝株式の移管だけでは公開買付に応募したことにはなりません。SMB C日興証券に公開買付応募申込書の提出が必要となります。個人の株主様の場合で、日興イーリートレードからの応募申し込みを希望される方は、書類の提出の代わりに日興イーリートレードからの応募申し込みを行うこともできます。

ご不明点は、日興コンタクトセンターまでご連絡いただきますようお願いいたします。

口座開設や公開買付け(TOB)に関するお問い合わせ

<日興コンタクトセンター> : 0120-250-959

平日 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)

公開買付け (TOB) のご案内



以上

【勧誘規制】

本文書は、本公開買付け（東芝の2023年3月23日付の公表文「TBJH株式会社による当社株式に対する公開買付けの開始予定に係る意見表明に関するお知らせ」（以下「本公表文」といいます。）に定義されます。）への売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本文書は、有価証券に係る購入申込みもしくは売却の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとしします。

【将来予測】

本文書には公開買付者（本公表文において定義されます。）、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。

本文書の記載には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27A条及び米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第21E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本文書中の「将来に関する記述」は、本文書作成日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法第13条(e)又は第14条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本文書に含まれる全ての財務情報は米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、東芝及び公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠としてこれらの者に対して権利行使又は請求することが困難となる可能性

があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【その他の国】

国又は地域によっては、本文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。